

## 苫小牧市食育人材バンク設置要綱

### (設置)

第1条 苫小牧市は、苫小牧市食育推進計画に基づき、「食育」に関わるさまざまな分野で専門的な知識や技術の指導、助言等を行うことにより、地域の特性を活かした「食育」を推進するため、苫小牧市食育人材バンク（以下「食育人材バンク」という。）を設置する。

### (登録要件)

第2条 食育人材バンクに登録できる者は、本市を活動の拠点とする団体、若しくは本市に在住、又は道内に在住で本市に在勤、在学している18歳以上の者であり、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。ただし、本市の一般職員（臨時職員を除く。）常勤の特別職の職員及び議会の議員を除く。

- (1) 食育に関心があり、食育への取組や技術を指導、助言する人材として活動する意欲があること。
- (2) 栄養・教育・食文化・環境等の各分野において、専門的な知識若しくは活動実績があること、又は資格を有すること。

### (登録手続)

第3条 食育人材バンクへの登録を希望する者（以下「申込者」という。）は、苫小牧市食育人材バンク登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、申込書の提出があったときは、これを速やかに審査し、その結果を苫小牧市食育人材バンク登録決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

### (登録台帳)

第4条 市長は、申込者を食育人材バンクに登録することを決定したときは、苫小牧市食育人材バンク登録台帳（以下「登録台帳」という。）に申込者に関する必要事項を登録するものとする。

### (登録期間等)

第5条 食育人材バンクの登録期間は、登録台帳に登録された者（以下「被登録者」という。）から抹消の申出があった日までとする。

- 2 前項の申出は、苫小牧市食育人材バンク登録抹消申出書（様式第3号）により行うものとする。
- 3 市長は、前2項の規定に関わらず、第2条に規定する登録要件を満たさなくなったときは、これを抹消することができる。
- 4 市長は、前項の規定により抹消したときは、被登録者に通知するものとする。

### (登録内容の変更等)

第6条 被登録者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に申し出なければならない。

- 2 前項の申出は、申込書により行うものとする。
- 3 被登録者が登録内容の変更又は削除を申し出たときは、市長は速やかに登録台帳の

内容を変更又は削除しなければならない。

- 4 前項に規定する場合のほか、市長は、登録内容が事実と反することが判明したときは、これを変更又は削除することができる。

(登録台帳の管理)

第7条 市長は、登録台帳を健康こども部健康支援課長（以下「管理者」という。）に管理させるものとする。

- 2 登録台帳は、被登録者の同意を得られた部分に限り公表するものとする。

(利用者)

第8条 食育人材バンクを利用できる者（以下「利用者」という。）は、市民で構成する団体（構成員の大半が市民である場合を含む。）又は市内の施設若しくは事業所等とする。

(利用方法)

第9条 利用者は、原則として利用希望日の2か月前までに、苫小牧市食育人材バンク食育活動依頼書（様式第4号）を健康こども部健康支援課に提出し、内容の審査を受けるものとする。

- 2 利用者は、被登録者の派遣申請にあたっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 会場を準備すること。
- (2) 参加者の規模を5人以上に計画すること。
- (3) 被登録者の会場への交通手段を確保すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、円滑な指導に必要なこと。

(利用制限)

第10条 利用者が食育人材バンクを利用できる回数は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間に2回とする。ただし管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(謝金等)

第11条 利用者は、あらかじめ相互に確認した額の謝金を被登録者に支払うものとする。また、教材費、交通費、その他の必要経費についても利用者が負担する。

(活動報告)

第12条 被登録者は、活動が終了した日の翌日から起算して20日以内に苫小牧市食育人材バンク実施報告書（様式第5号）を健康こども部健康支援課に提出するものとする。

(庶務)

第13条 食育人材バンクの庶務は、健康こども部健康支援課において行い、事務局を健康支援課内に置く。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。